

住宅用地における据置特例の課題

【土地の分類】

(課税標準額に不均衡あり!)

平成9年度
据置スタート

平成23年度

本来の課税標準額
(評価額×特例率)で
課税されている土地

本来の課税標準額
× 80~100%で
課税されている土地
<負担水準・高めの土地>

本来の課税標準額
× 80%未満で
課税されている土地
<負担水準・低めの土地>

住宅用地に
占める割合
3%

評価額が高く、
格差是正が
強く求められず

据置特例適用

住宅用地に
占める割合
10%

負担水準・低めの
土地の課税標準額
の是正を待つ

この間の不均衡が課題

住宅用地に占める
割合 86%

負担調整措置
適用

課税標準額を
緩やかに是正

住宅用地に
占める割合
30%

この間の不均衡が課題

評価額はH9対比ほぼ半減

住宅用地に
占める割合
66%

不均衡是正は概ね終了

住宅用地に
占める割合
4%